

開 発 行 為 等 に 関 す る 申 告 書													
1. 申 告 提 出 年 月 日		年 月 日					7	ア 新 築 イ 用途の変更を伴う改築 ウ 用途の変更を伴わない改築 エ 増 築					
2. 建 築 確 認 申 請 者 住 所 お よ び 氏 名		印					建 築 の 区 分						
3. 敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分													
		ア 市街化区域 ウ 未線引区域		イ 市街化調整区域									
4. 敷地となる土地の面積		㎡		8. 建築（新築・改築・増築）床面積				㎡					
5. 建築を行うために開発行為を伴うことの有無		ア 伴う イ 伴わない		9. 用途の変更と伴う改築床面積				㎡					
6. 開発行為を伴う場合の開発区域の面積		㎡		10. 建 築 物 の 用 途									
11 敷地となる土地の表示	所 在			地 番		地 目		面 積					
								㎡					
12 都 市 計 画 法 第 二 十 九 条 また は 第 四 十 三 条 に 関 す る 事 項	① 市 街 化 区 域 ・ 調 整 区 域 ・ 未 線 引 区 域 共 通	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築		② 市 街 化 区 域 ・ 未 線 引 区 域	ア 市街地 開発事業区 域内におけ る建築		(ア) 土 地 区 画 整 理 事 業 区 域 内 (イ) 工 業 団 地 造 成 事 業 区 域 内 (ウ) 新 住 宅 市 街 地 開 発 事 業 区 域 内 (エ) 市 街 地 再 開 発 事 業 区 域 内						
		イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築											
		ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築					イ 既存（従前）建築物の敷地における建築						
		エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築					ウ 1,000平方メートル(政令で定める規模)未満の造成地(道路位置指定等)における建築						
		オ 非常災害のため必要な応急措置としての建築		③ 市 街 化 調 整 区 域	ア 法 第 4 3 条 の 許 可 を 受 け た 建 築 物 の 建 築								
		カ 車 庫 ・ 物 置 等 附 属 建 築 物 の 建 築			イ 開 発 行 為 を 伴 わ な い 増 築								
		キ 開発許可を受けた造成地における建築			ウ 用 途 の 変 更 を 伴 わ な い 改 築								
		ク 住宅地造成事業許可等を受けた造成地における建築			エ 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物								
	④ 市街化調整区域内		ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築										
			イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上（開発行為を伴う場合は、敷地100平方メートル以内）のものの建築（政令第22条第6号、第35条第3号）										
	⑤ 市街化区域内で①および②以外の1, 0 0 0平方メートル（政令で定める規模）以上の開発行為を伴う建築物の建築												
	⑥ 市街化調整区域内で①から④までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または①から④までに掲げる建築物以外の建築												
摘要													
13 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日													
※ 確 認 欄	1. 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2. 都市計画法附則第4項の規定に適合すると認める。 3. 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 4. 都市計画法の基づく許可（第 条）を受ける必要を認める。												
	町開発許可担当課		課長				係長		係員		年 月 日		
	整備事務所		所長		課長		副主任		課員		年 月 日		

備 考

1. この申告書は、都市計画法施行規則第60条および同附則第3項証明書に代えるものです。（12の④欄については、別途証明書必要。）
2. ※印のある欄は記載しないこと。
3. 3、5、7および12の欄は、該当するものも記号を丸で囲むこと。
4. 12の④欄に該当するものは、別途知事の証明書を受けてから建築確認を受けること。
5. 12の⑥欄に該当するものは、別途許可を受けてから建築確認を受けること。
6. 12の摘要欄には、許可・認可・検査等関係する手続きについて、番号・年月日等（開発許可にあたっては、予定建築物、その他の条件等を含む。）必要な事項を記載すること。
7. この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから建築確認申請書に添付してください。